

## 国際課税委員会（第29回）の概要

平成21年4月20日、経団連会館で、第29回国際課税委員会を開催しました。今回は、西村善朗委員から、「国際金融所得の租税条約上の所得区分」について、話をいただき、質疑応答を行いました。（資料別添）文責・森信

講義の内容は、次の通りです。

1. 外国法人の投資事業有限責任組合経由の投資についての課税関係は、国内法と租税条約をどのように適用するかが重要な問題となる。外国組合員の獲得するファンド関連所得について、事業所得か投資所得（利子所得・配当所得・譲渡所得）かの区分をする国内法課税原則（特に、H17年4月1日以降）は明確ではない。また、国内源泉所得の規定における、事業所得と投資所得（資産運用・保有・譲渡所得）の区分が曖昧なことが一因である。これに対して租税条約上の区分は国内法より明確であるように思われる。国内法上、国内源泉所得は、事業所得と資産保有・運用・譲渡所得に分類されるが、租税条約上、例えば、配当所得であると同時に事業所得に該当する場合には、配当所得条項が優先適用される（OECDモデル租税条約7条7項）が、所得源泉地のPEに帰属し、実質関連する配当所得に限り租税条約上、配当所得条項としての適用はなく事業所得へ強制的に読替えられる（OECDモデル条約10条4項）。帰属主義を採用していない現行国内法上の規定において、所得源泉地のPEに帰属し、実質関連する投資所得が事業所得に読み替えられるような規定はない（PP資料P4～P6参照）。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。